

(信用金庫法施行規則の一部改正)

信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号(記載上の注意を除く。)中「五」を削る。

別紙様式第二号中「五」を削り、同様式記載上の注意1.(1)中「~~第31条~~~~第33条~~~~第1号~~」を「~~第31条~~~~第2条~~~~第5号~~」に改める。

別紙様式第三号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号(記載上の注意を除く。)中「五」を削る。

別紙様式第六号中「五」を削り、同様式記載上の注意1.(1)中「~~第31条~~~~第33条~~~~第1号~~」を「~~第31条~~~~第2条~~~~第5号~~」に改める。

別紙様式第七号、別紙様式第八号及び別紙様式第九号(記載上の注意を除く。)中「五」を削る。

別紙様式第十号中「五」を削り、同様式記載上の注意1.(1)中「~~第31条~~~~第33条~~~~第1号~~」を「~~第31条~~~~第2条~~~~第5号~~」に改める。

別紙様式第十一号及び別紙様式第十二号中「五」を削る。